令和７年　第１回

かつらぎ町議会定例会（１月会議）

議　　案

令和７年１月７日提出

令和７年第１回かつらぎ町議会定例会（１月会議）付議事件

報告第　１　号　損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて …… 1
議案第　１　号　かつらぎ町議会基本条例の全部を改正する条例制定について …… 3
議案第　２　号　かつらぎ町議会定例会条例制定について ……11
議案第　３　号　かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について ……14
議案第　４　号　かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則制定について ……16
議案第　５　号　かつらぎ町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について ……22
議案第　６　号　職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について ……26
議案第　７　号　かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例制定について ……33
議案第　８　号　令和６年度かつらぎ町一般会計補正予算（第８号） ……35
議案第　９　号　令和６年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） ……68
議案第１０号　令和６年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第３号） ……77
議案第１１号　令和６年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号） ……85
議案第１２号　令和６年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第４号） ……93
議案第１３号　令和６年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第４号） …… 104
議案第１４号　令和６年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第４号） …… 114

報告第　１　号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成２５年３月２８日議決）第１１項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年１月７日報告

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

（写）

専　決　処　分　書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成２５年３月２８日議決）第１１項の規定により、専決処分に付する。

令和６年１２月１８日

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

記

１　和解及び損害賠償の相手方

[redacted]

２　和解の趣旨

町は、損害賠償金１３２，３３１円を支払うものとすること。

３　事故の概要

（１）事故発生年月日

令和６年１２月１３日

（２）事故の発生場所

かつらぎ町大字妙寺地内

（３）事故の状況

令和６年１２月１３日午前１０時１５分頃、かつらぎ町大字妙寺宿舎敷地内において、ごみ収集運搬業務中のごみ収集車が交差点を左折する際、駐車していた車両と接触したことにより、相手方の車両を損傷させた。

議案第　１　号

かつらぎ町議会基本条例の全部を改正する条例制定について

かつらぎ町議会基本条例（平成２８年かつらぎ町条例第２８号）の全部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和７年１月７日

提出者	かつらぎ町議会議員	東　芝　　弘　明
賛成者	かつらぎ町議会議員	藤　本　　憲　一
〃	〃	浦　中　　隆　男
〃	〃	溝　北　　好　一
〃	〃	中　谷　　雅　美
〃	〃	羽　根　　祥　起
〃	〃	滝ノ上　万　記
〃	〃	山　下　　慎　二
〃	〃	表　　具　　弘
〃	〃	大　山　　希　世

記

１　かつらぎ町議会基本条例（案文別記）

２　提案理由

かつらぎ町議会基本条例の抜本的な見直しに伴い、条例の全部改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

かつらぎ町議会基本条例をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町長

令和７年かつらぎ町条例第　　号

かつらぎ町議会基本条例

かつらぎ町議会基本条例（平成２８年かつらぎ町条例第２８号）の全部を改正する。

目次

前文
第１章　総則(第１条・第２条)
第２章　議会・議員の活動原則(第３条―第７条)
第３章　住民と議会の関係(第８条)
第４章　町長と議会の関係(第９条―第１３条)
第５章　議会活性化の推進(第１４条・第１５条)
第６章　議会の防災活動等(第１６条)
第７章　議会及び議会事務局の体制整備(第１７条―第２０条)
第８章　議員の身分・待遇及び政治倫理(第２１条―第２３条)
第９章　最高規範性及び研修(第２４条・第２５条)
第１０章　条例の検証及び改正(第２６条)
附則

地方自治体は、団体自治と住民自治という地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を目的として設置されている。かつらぎ町議会（以下「議会」という。）は、かつらぎ町（以下「町」という。）の主人公は住民であるという認識を貫いて、この目的の実現と地域における民主主義の発展のために取り組むことを宣言する。

かつらぎ町議会議員（以下「議員」という。）とかつらぎ町長（以下「町長」という。）は、ともに直接住民による選挙によって選ばれ、ともに住民に対する

責任を負っている。二元代表制により町長と議会は対等平等であり、互いに緊張を保ちつつ協力し合うことが求められる。町長と議会は、住民の信託に応え、住民の代表として多様な住民の意思を議会に生かし、町の最良の意思決定を行う共通の使命を担っている。

議会は、通年議会のもと住民に開かれた議会になっているかという観点で情報公開を推進し、議員間の自由討議を重視し、合議制の仕組みが発展するよう努める。また議会の政策活動への住民参加を推進する。

議会は、諸議案に対し、住民の立場からチェックし論点や争点、問題点などを明らかにしつつ改善点を提案している。行政監視機能と呼ばれるこれらの役割を果たすことは、議会の第一の使命であり、行政の仕事を発展させる大きな力になる。また、議会は、住民の代表として、よりよい意思決定を実現するため、議案の提出や修正などを通じ、政策立案能力を発揮すること又は、これからのまちづくりの在り方を展望して、政策提言を形にすることが求められる。これらの議会活動を実現するためには、議会活動を支える体制の整備や議会及び議員による調査や研究の充実も必要になる。

議会は、日本国憲法と地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）を遵守しながら、上記の諸点について独自の議会運営ルールを策定し、住民とともに歩む議会を築くことを決意し、本条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方分権の時代における議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、住民参加を基本とする開かれた議会を実現し、住民の福祉の増進を図り、町のまちづくりに貢献することを目的とする。

（議会の役割）

第２条　議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成され、行政運営に対する監視及び政策立案を行い、住民の民意を反映する議事機関としての責務を果たすものとする。議員は、二元代表制により町長と議会が対等平等の関係にあることを自覚し、議会の責務を果たすよう研鑽に努めるものとする。

第２章　議会・議員の活動原則

（通年議会）

第３条　議会は、必要に応じて会議を開催し十分な審議を保障するために、かつらぎ町議会定例会条例（令和７年かつらぎ町条例第　号）の規定により、会期を通年とする。

２　議会の会期を通年とすることによって生じる事務については、かつらぎ町議会通年議会事務要綱（平成２５年かつらぎ町議会訓令第２号）の規定による。

（議会の活動原則）

第４条　議会は、住民に主権があることを自覚し、住民の代表機関として、公正

性、透明性及び信頼性を重んじた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)　議会は、行政運営の監視及び政策立案を行う機関であることを自覚し、審議及び議員間の協議に必要な会議期間を設けなければならない。

(2)　住民本位の適正な行政運営が行われているか、監視、批判及び評価を行う。

(3)　住民の多様な意見を把握し、町政に反映させるため、議案の修正、条例の提出等の政策立案及び政策提言を行う。

２　議会は、法第１１５条の２第１項に規定する公聴会制度及び同条第２項に規定する参考人制度を活用し、意見を聴く機会を設けるよう努める。

３　議会は、議長及び副議長の選挙にあっては、かつらぎ町議会会議規則（昭和６２年かつらぎ町議会規則第１号。以下「会議規則」という。）第６１条第２項の規定により、それぞれの職を志願する者に対し所信を述べる機会を与えることができる。

４　議会は、議案の十分な審査を保障するため、必要に応じて委員会付託を行う。委員会に付託すべき議案の判断は、議会運営委員会が行い、議長が会議に諮る。

５　予算案及び決算案の審査のために、特別委員会を設置すべきと判断したときは、会議に提案されたことを受けて、議員の過半数を下回る委員を互選し、委員会を構成する。

（委員会の活動原則）

第５条　委員会は、議会の内部組織であることを自覚し、会議によって付託された議案及び請願・陳情の審議を行うとともに、所管事務等の調査によって、政策立案及び政策提案の充実を図るよう努める。

２　委員会は、請願・陳情を住民からの政策提案として位置付け、請願においては紹介議員の説明を求めることができる。

３　委員会は、付託された議案及び請願・陳情の審議については、必要に応じて前条第２項の規定を活用する。

４　委員会は、所管事務等の調査については、会議規則第７７条第３項の規定により行う。

（議員の活動原則）

第６条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)　議会が議論の場であるとともに合議制の機関であることを踏まえ、議員間の自由討議を重んじなければならない。

(2)　行政運営の課題について、住民の多様な意見を把握するとともに、自己研鑽や資質向上に努め、住民の代表であることを自覚し活動に努めなければならない。

(3)　住民全体の奉仕者として、福祉の増進を目指した活動に努めなければならない。

（自由討議による合意形成）

第７条　議会は、議員による討論の場であることを認識し、前条第１号に規定する自由な討議の機会を設けるものとし、会議規則第５６条、第６０条及び第７１条の規定に基づき、これを実施するものとする。

２　議会は、自由な討議において積極的な議論を尽くすとともに、あわせて住民に対する説明責任を果たさなければならない。

３　議員は、自由な討議の結果としての議会の統一した意思決定に向けて、合意形成に努めるものとする。

第３章　住民と議会の関係

（情報公開と住民参加）

第８条　議会は、活動に関する情報公開及び住民との情報共有を推進しつつ、住民に対する説明責任を果たすとともに、議会活動に住民の意見を反映させるため、住民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

(1)　議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開する。

(2)　開かれた議会運営のため、傍聴人に対し、議案及び議案の審議に用いる資料等の配布又は閲覧を行い、住民が常に閲覧及び取得できるよう、議会ホームページに公開する。

２　会議及び各委員会は、会期中又は閉会中を問わず、住民との意見交換ができるよう一般会議を開催することができる。

３　議会は、議案等に対する議決の結果、議員の賛否等を公表するとともに、議会の活動に対して住民の評価が的確になされるよう、情報の公開に努めるものとする。

４　議会は、前各項の規定に関する実効性を高めるために、住民、各種団体、ＮＰＯ法人等に対する議会報告会又は懇談会を年一回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、住民の意見を聴取して議会の活性化に生かすよう努める。

第４章　町長と議会の関係

（町長等と議会及び議員との関係）

第９条　議会及び議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、議会が議事機関であることを自覚し、議会活動を行わなければならない。

２　議員は、町長等が任命する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しない。

（質疑等に対する詳細説明）

第１０条　会議及び委員会に出席した町長その他説明員は、議員又は委員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、詳しい説明を求めることができる。

２　詳しい説明の求めについての規定は、会議においては会議規則第６５条に、委員会においては会議規則第７２条によるものとする。

（町長による政策等の形成過程の説明）

第１１条　議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議の水準を高めるため、町長その他説明員に対し次に掲げる形成過程の資料の提出及び説明を求めるものとする。

(1)　政策等の発生源

(2)　検討した他の政策案等の内容

(3)　住民参加の実施の有無とその内容

(4)　他の自治体の類似する政策等との比較検討

(5)　総合計画における根拠又は位置づけ

(6)　政策等の実施にかかわる財源措置

(7)　将来にわたる政策等のコスト計算及び費用対効果

２　議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（予算及び決算における政策説明資料の提出）

第１２条　議会は、予算及び決算の審査に当たり、前条第１項各号の規定に準じて町長等に対しわかりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

（法第９６条第２項の議決事項）

第１３条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事項は、法第９６条第２項の規定により議会の議決すべきものを定める条例（平成２４年条例第２１号）によるものとする。

第５章　議会活性化の推進

（議会活性化推進の取組）

第１４条　議会は、議会の活性化に継続的に取り組むものとする。

２　議会は、必要があると認めたときは、議員で構成する議会活性化推進会議を設置するものとする。

３　議会は、必要があると認めたときは、前項の議会活性化推進会議に識見を有する者等を構成委員として加えることができる。

４　議会は、円滑かつ民主的な運営等を推進するため、議会モニター制度を導入することができる。

５　前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

（広聴及び広報の充実）

第１５条　議会は、町政及び議会に係る情報を住民に伝えるため、広聴と広報に努める。

２　議会は、多様な意見等を把握するため、住民アンケート等の広聴活動に努めなければならない。

３　議会は、多様な情報通信技術を活用し議会情報を公開するとともに、広報紙の発行を行い、住民との情報共有に努めなければならない。

第６章　議会の防災活動等

（議会の防災活動等）

第１６条　議員は、本町地域において災害等が発生した際は、議会の計画に基づき、自己や家族の安全確保の後、支援活動等を行うよう努めるものとする。

２　防災活動等に関する計画は、議長が別に定める。

第７章　議会及び議会事務局の体制整備

（調査研究機関の設置）

第１７条　議会は、町政の課題に関する調査研究のため必要に応じて識見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

２　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。

３　第１項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

（議員研修の充実強化）

第１８条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

２　議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び住民等との研修会を開催することができる。

（議会図書室の充実活用）

第１９条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図る。

（議会事務局の体制整備）

第２０条　議会は、議員の政策形成及び立案能力を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

２　議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的な能力の養成に努める。

３　議員及び委員会が、条例案、条例の修正案、予算の修正案等を議会に提出しようとする場合は、実務上の誤りが生じないよう町長等との協議を行うものとする。

第８章　議員の身分・待遇及び政治倫理

（議員定数）

第２１条　議員定数は、かつらぎ町議会の議員の定数を定める条例（平成１８年かつらぎ町条例第４１号）で定める。

２　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、住民の意見等総合的な観点から決定する。

３　議員定数を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案する。

（議員報酬）

第２２条　議員報酬は、かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３７年かつらぎ町条例第５号）で定める。

２　議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、住民の意見等総合的な観点から決定する。

３　議員報酬を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

（議員の政治倫理）

第２３条　議員は、住民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、住民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第９章　最高規範性及び研修

（最高規範性）

第２４条　この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定し、又は改廃してはならない。

２　議会及び議員は、この条例が最高規範であることを自覚し、この条例を遵守して議会を運営し又は議員の活動を行わなければならない。

（条例に関する研修）

第２５条　議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙又は補欠選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第１０章　条例の検証及び改正

（検証及び改正）

第２６条　議会は、常に住民の意見及び社会経済情勢等の変化を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。

２　議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正等の措置を講ずる。

３　議会は、前項の改正に伴い、他の条例等に改正すべき事由が生じた場合は、必要な措置を講じなければならない。

４　議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　２　号

かつらぎ町議会定例会条例制定について

かつらぎ町議会定例会条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和７年１月７日

提出者	かつらぎ町議会議員	東　芝　　弘　明
賛成者	かつらぎ町議会議員	藤　本　　憲　一
〃	〃	浦　中　　隆　男
〃	〃	溝　北　　好　一
〃	〃	中　谷　　雅　美
〃	〃	羽　根　　祥　起
〃	〃	滝ノ上　万　記
〃	〃	山　下　　慎　二
〃	〃	表　　具　　弘
〃	〃	大　山　　希　世

記

１　かつらぎ町議会定例会条例（案文別記）

２　提案理由
かつらぎ町議会基本条例の改正に伴い、条例を制定いたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

かつらぎ町議会定例会条例をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町長

令和７年かつらぎ町条例第　　号

かつらぎ町議会定例会条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１０２条第２項の規定により、かつらぎ町議会（以下「議会」という。）の定例会の回数及びその会期並びに会議に関することを定めることを目的とする。

（定例会の回数）

第２条　定例会の回数は、年１回とする。

２　前項の規定にかかわらず、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年２回とする。

（議会の解散があった場合の定例会の回数）

第３条　議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、前条に規定する定例会の回数に、解散の回数を加えた回数とする。

（会期）

第４条　定例会の会期は、通年とし、１月から１２月までとする。

２　前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、１月から７月及び７月から１２月までとし、議会の解散があった場合の会期は、１月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から１２月までとする。

（会議）

第５条　会議は、３月、６月、９月及び１２月（以下「定例月」という。）に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、会議を再開する。

（会議期間の決定）

第６条　会議期間は、町と議会が協議して定める。

２　定例月の会議期間は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

（その他）

第７条　この条例に定めるもののほか、会議の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（かつらぎ町議会の定例会の回数を定める条例の廃止）

２　かつらぎ町議会の定例会の回数を定める条例（平成２５年かつらぎ町条例第４８号）は、廃止する。

議案第　３　号

かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町議会委員会条例（昭和６２年かつらぎ町条例第１２号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和７年１月７日

提出者	かつらぎ町議会議員	東　芝　　弘　明
賛成者	かつらぎ町議会議員	藤　本　　憲　一
〃	〃	浦　中　　隆　男
〃	〃	溝　北　　好　一
〃	〃	中　谷　　雅　美
〃	〃	羽　根　　祥　起
〃	〃	滝ノ上　万　記
〃	〃	山　下　　慎　二
〃	〃	表　　具　　弘
〃	〃	大　山　　希　世

記

１　かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例（案文別記）

２　提案理由
かつらぎ町議会基本条例の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町長

令和７年かつらぎ町条例第　　号

かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例

かつらぎ町議会委員会条例（昭和６２年かつらぎ町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

目次中「―２６条」を「―第２６条」に改める。

第１７条第１項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が」を「何人も」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　４　号

かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

かつらぎ町議会会議規則（昭和６２年かつらぎ町議会規則第１号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和７年１月７日

提出者	かつらぎ町議会議員	東　芝　　弘　明
賛成者	かつらぎ町議会議員	藤　本　　憲　一
〃	〃	浦　中　　隆　男
〃	〃	溝　北　　好　一
〃	〃	中　谷　　雅　美
〃	〃	羽　根　　祥　起
〃	〃	滝ノ上　万　記
〃	〃	山　下　　慎　二
〃	〃	表　　具　　弘
〃	〃	大　山　　希　世

記

１　かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則（案文別記）

２　提案理由

かつらぎ町議会基本条例及び標準町村議会会議規則の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町議会告示第　　号

かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町議会議長

令和７年かつらぎ町議会規則第　　号

かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則

かつらぎ町議会会議規則（昭和６２年かつらぎ町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６４条」を「第６６条」に、「第６５条―第７７条」を「第６７条―第８１条」に、「第７８条―第８８条」を「第８２条―第９２条」に、「第８９条―第９５条」を「第９３条―第９９条」に、「第９６条・第９７条」を「第１００条・第１０１条」に、「第９８条―第１０１条」を「第１０２条―第１０５条の２」に、「第１０２条―第１０９条」を「第１０６条―第１１３条」に、「第１１０条―第１１６条」を「第１１４条―第１２０条」に、「第１１７条―第１２２条」を「第１２１条―第１２６条」に、「第１２３条」を「第１２７条」に、「第１２４条―第１２７条」を「第１２８条―第１３１条」に、「第１２８条」を「第１３２条」に、「第１２９条」を「第１３３条」に、「第１３０条」を「第１３４条」に改める。

第５条第１項中「定める」を「定め、かつらぎ町議会定例会条例（令和７年かつらぎ町条例第　号）によるものとする」に改め、同条に次の１項を加える。

３　議会の議決によって各会議における会議期間を設ける。

第６条（見出しを含む。）中「会期」の次に「及び会議期間」を加える。

第９条第２項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条第３項中「号鈴で報ずる」を「議長の宣告による」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第１５条中「会期」を「会議期間」に改める。

第３２条に次の１項を加える。

４　投票の効力に係る法第１１８条（（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議））第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第４０条中「第７７条」を「第８１条」に改める。

第４１条第２項中「第７６条」を「第８０条」に改める。

第５０条第１項中「すべて」を「全て」に、「してしなければ」を「又は発言席において行わなければ」に改め、同条第２項を削る。

第５１条第１項中「起立」を「挙手」に、「求めなければ」を「求め、許可を得た後、起立しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、挙手又は起立が困難な者は、この限りでない。

第５１条第２項中「起立」を「挙手」に、「先起立者」を「先挙手者」に改める。

第１３０条を第１３４条とする。

第１８章中第１２９条を第１３３条とする。

第１２８条中第３項を第５項とし、第２項の次に次の２項を加える。

３　全員協議会は、何人も傍聴することができる。ただし、内容によっては、議長が傍聴の可否を判断することができる。

４　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第１７章中第１２８条を第１３２条とする。

第１６章中第１２７条を第１３１条とする。

第１２６条中「第６４条」を「第６６条」に改め、同条を第１３０条とし、第１２５条を第１２９条とし、第１２４条を第１２８条とする。

第１２３条第３項中「第１２０条」を「第１２４条」に、「第１２１条」を「第１２５条」に、「第１２２条」を「第１２６条」に改め、第１５章中同条を第１２７条とする。

第１４章中第１２２条を第１２６条とし、第１１７条から第１２１条までを４条ずつ繰り下げる。

第１３章中第１１６条を第１２０条とし、第１１０条から第１１５条までを４条ずつ繰り下げる。

第１２章中第１０９条を第１１３条とし、第１０４条から第１０８条までを

４条ずつ繰り下げる。

第１０３条中「外とう、襟巻、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー及び傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改め、同条を第１０７条とする。

第１０２条を第１０６条とする。

第１１章に次の１条を加える。

（資格決定の通知）

第１０５条の２　法第１２７条（（失職及び資格決定））第３項の規定により準用される法第１１８条（（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議））第６項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第１０１条を第１０５条とし、第９８条から第１００条までを４条ずつ繰り下げる。

第１０章中第９７条を第１０１条とし、第９６条を第１００条とする。

第９章中第９５条を第９９条とし、第８９条から第９４条までを４条ずつ繰り下げる。

第８章中第８８条を第９２条とし、第８７条を第９１条とし、第８６条を第９０条とする。

第８５条中「効力））」の次に「第１項から第３項まで」を加え、同条を第８９条とし、第７８条から第８４条までを４条ずつ繰り下げる。

第７章中第７７条を第８１条とし、第７４条から第７６条までを４条ずつ繰り下げる。

第７３条に次の１項を加える。

３　調査における発言は、議員相互の自由な討議を基本とし、第６６条（（発言の取消し又は訂正））ただし書の規定にかかわらず、発言の訂正についての規定を除外する。また表決についても所管事務等の調査の過程におけるものについては、第９０条（（表決の訂正））の規定を除外する。ただし、最終結論について表決が必要な場合は、この限りでない。

第７３条を第７７条とし、第７０条から第７２条までを４条ずつ繰り下げ、第６９条を第７３条とし、同条の前に次の２条を加える。

（委員会における自由討議）

第７１条　議員間の自由討議は、質疑の後行うものとする。

２　委員会における自由討議は、第５６条（（議員間による会議における自由

討議））（第１項及び第２項を除く。）の規定を準用する。ただし、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替える。

（質疑に対する詳細説明）

第７２条　委員会における詳しい説明の求めについては、第６５条（（質疑等に対する詳細説明））（第３項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第６８条を第７０条とし、第６５条から第６７条までを２条ずつ繰り下げる。

第６４条中「会期」を「同一会議期間」に改め、第６章中同条を第６６条とし、同条の前に次の１条を加える。

（質疑等に対する詳細説明）

第６５条　議員の質疑又は質問に対し、趣旨及び内容又は背景及び根拠について、町長その他説明員は、詳しい説明を求めることができる。

２　詳しい説明の求めを議長が許可したときは、議員は、この求めに対し、切実に答えなければならない。

３　詳しい説明の求めに対する発言は、質疑の回数又は質問時間に含めない。

４　議長は、詳しい説明の求めの終結を宣告し、その宣告後においては、何人もその終結前の詳しい説明に関わる発言を繰り返してはならない。

５　繰り返し詳しい説明を求めることによって、質疑又は質問の進行上著しく支障が生じると認めるときは、議長は、詳しい説明の求めを許可しない。

第６３条の見出し中「準用規定」を「一問一答方式」に改め、同条中「第５５条（（質疑の回数））及び第５９条（（質疑又は討論の終結））第１項の規定を準用する」を「一問一答方式を用い、議長が定めた時間内で行う」に改め、同条に次の１項を加える。

２　質問が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

第６３条を第６４条とし、第６２条を第６３条とし、第６１条を第６２条とする。

第６０条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、選挙の宣告後については、議長又は副議長の選挙に志願する者に対し、所信を述べる機会を与えることができる。

第６０条を第６１条とする。

第５９条の見出し及び同条第１項中「又は討論」を「、討論又は自由討議」に改め、同条第３項中「又は討論」を「、討論又は自由討議」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「又は討論」を「、討論又は自由討議」に

改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　自由討議の宣告後、議長が特に必要と認めた場合、質疑を行うことができる。ただし、この質疑の後、自由討議を繰り返すことは許可しない。

第５９条を第６０条とし、第５６条から第５８条までを１条ずつ繰り下げ、第５５条の次に次の１条を加える。

（議員間による会議における自由討議）

第５６条　議員間の自由討議は、質疑の後、議長による発議又は議員による動議によって行う。

２　動議は、発言により行い、自由討議の趣旨及び目的を明確にしなければならない。この場合において、この動議は、１人以上の議員の賛成によって成立する。

３　自由討議の対象となるのは、議案及び請願・陳情とする。

４　自由討議の間は、第６６条（（発言の取消し又は訂正））ただし書の規定にかかわらず、発言の趣旨を変更することができる。

５　自由討議に係る町長その他説明員の出席は、必要に応じて議長が決める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第　５　号

かつらぎ町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

かつらぎ町議会傍聴規則（昭和６２年かつらぎ町議会規則第２号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和７年１月７日

提出者	かつらぎ町議会議員	東　芝　　弘　明
賛成者	かつらぎ町議会議員	藤　本　　憲　一
〃	〃	浦　中　　隆　男
〃	〃	溝　北　　好　一
〃	〃	中　谷　　雅　美
〃	〃	羽　根　　祥　起
〃	〃	滝ノ上　万　記
〃	〃	山　下　　慎　二
〃	〃	表　　具　　弘
〃	〃	大　山　　希　世

記

１　かつらぎ町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案文別記）

２　提案理由

かつらぎ町議会基本条例、標準町村議会会議規則及びかつらぎ町議会会議規則の改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町議会告示第　　号

かつらぎ町議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町議会議長

令和７年かつらぎ町議会規則第　　号

かつらぎ町議会傍聴規則の一部を改正する規則

かつらぎ町議会傍聴規則（昭和６２年かつらぎ町議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第３号中「、録音機、写真機、映写機」を削り、同号ただし書中「第８条ただし書」を「第９条第１項ただし書」に改め、同項第６号中「、銃器、棒その他」を削り、「、又は」を「又は」に改める。

第１０条を第１１条とし、第９条を第１０条とする。

第８条の見出し及び同条中「映画」を「動画」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項ただし書の規定により、議長の許可を得ようとする者は、議会傍聴における写真、動画等の撮影及び録音等の許可申請書（様式第３号）に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

第８条を第９条とする。

第７条第４号中「外とう」を「コート」に、「襟巻」を「マフラー」に改め、同号ただし書中「議長の許可を得た場合は」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改め、同条中第８号を第９号とし、第５号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　携帯電話を使用しないこと。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（資料の提供等）

第７条　議長は、議場に配布された議案及び資料を傍聴人に対し配布又は閲覧させることができる。

本則に次の１条を加える。

（委員会の傍聴）

第１２条　委員会の傍聴は、この規則に準じて行う。この場合において、「会議」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは、第５条を除き「委員会室」と読み替えるものとする。

様式第２号の次に次の１様式を加える。

様式第３号（第９条関係）

議会傍聴における写真、動画等の撮影及び録音等の許可申請書

申請年月日　　年　　月　　日

かつらぎ町議会議長　宛

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属団体＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

傍聴席において、下記のとおり撮影・録音したいので許可願います。

日　　時	年　　月　　日　　時　　分～
会 議 名	本会議　・　＿＿＿＿＿＿＿＿委　員　会
種　　別	動画撮影　・　写真撮影　・　録　音
目　　的 （具体的に）	

下記注意事項を遵守できない場合は許可を取り消します。

・かつらぎ町議会傍聴規則を遵守すること。
・撮影時は照明、フラッシュ等は使わないこと。
・機器の操作音を無効にすること。
・傍聴者は撮影しないこと。
・指定された傍聴席で座って撮影すること。
・許可なく映像等を公開しないこと。
・会議休憩中は撮影しないこと。
・会議を妨害したり、他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。
・係員の指示に従うこと。

議会事務局記載欄

受付年月日	許　可	不許可	決定年月日
年　　月　　日			年　　月　　日

この申請書が許可書となりますので必ず携帯してください。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第　６　号

職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与等に関する条例（昭和３３年かつらぎ町条例第４４号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かつらぎ町条例第３９号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

記

１　職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

２　提案理由
人事院勧告に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町長

令和７年かつらぎ町条例第　　号

職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与等に関する条例（昭和３３年かつらぎ町条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１８条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の６８．７５」を「１００分の７１．２５」に改める。

第１９条第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「１００分の５１．２５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200

員以外の職員	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900

	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700

	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
	94		299,400	347,400			
	95		299,700	347,800			
	96		300,100	348,200			
	97		300,300	348,400			
	98		300,600	348,800			
	99		301,000	349,200			
	100		301,400	349,500			
	101		301,600	349,800			
	102		301,900	350,200			
	103		302,200	350,600			
	104		302,500	351,000			
	105		302,700	351,500			
	106		303,000	351,900			
	107		303,300	352,300			
	108		303,600	352,700			
	109		303,800	353,200			
	110		304,200	353,600			
	111		304,600	353,900			
	112		304,900	354,200			
	113		305,100	354,700			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				

	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

第２条　職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１８条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に改める。

第１９条第２項第１号中「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かつらぎ町条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500

9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）別表第１の規定及び第３条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後会計年度任用職員条例」という。）別表第１の規定は、令和６年４月１日から、改正後給与条例第１８条第２項及び第３項並びに第１９条第２項第１号及び第２号の規定は、同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後給与条例及び改正後会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例及び第３条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例及び改正後会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 7 号

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の
一部を改正する条例制定について

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例（昭和３３年かつらぎ町条例第３３号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

記

１　かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例（案文別記）

２　提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１月　　日

かつらぎ町長

令和７年かつらぎ町条例第　　号

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例（昭和３３年かつらぎ町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第２中第５４項を第５６項とし、第６項から第５３項までを２項ずつ繰り下げ、第５項を第７項とし、同項の前に次の１項を加える。

６　戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　１件につき　７００円（電子情報処理組織を使用する方法で除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。）

別表第２中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　１件につき　４００円（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び第６項において同じ。）で戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　８　号

令和６年度かつらぎ町一般会計補正予算（第８号）

令和６年度かつらぎ町一般会計補正予算（第８号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ１６４，３２５千円を追加し、歳入歳出それぞれ１２，２１７，９０４千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定及びふるさとかつらぎ寄附金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第８号）

第１表

（歳　入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１７ 財産収入		39,965	12,666	52,631
	１ 財産売払収入	21,911	12,666	34,577
１８ 寄　附　金		284,211	52,721	336,932
	１ 寄　附　金	284,211	52,721	336,932
１９ 繰　入　金		602,278	98,800	701,078
	２ 基金繰入金	534,916	98,800	633,716
２１ 諸　収　入		196,087	138	196,225
	５ 雑　　入	183,643	138	183,781
補正されなかった款項にかかる分		10,931,038		10,931,038
歳　入　合　計		12,053,579	164,325	12,217,904

（歳　出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１ 議　会　費		105,521	384	105,905
	１ 議　会　費	105,521	384	105,905
２ 総　務　費		1,676,911	60,277	1,737,188
	１ 総務管理費	1,334,769	54,961	1,389,730

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2 徴　税　費	245,100	3,320	248,420
	3 戸籍住民基本台帳費	60,564	1,711	62,275
	4 選　挙　費	25,759	163	25,922
	5 統計調査費	10,324	122	10,446
3 民　生　費		3,198,614	19,068	3,217,682
	1 社会福祉費	2,165,851	15,716	2,181,567
	2 児童福祉費	1,021,833	3,351	1,025,184
	3 災害救助費	10,930	1	10,931
4 衛　生　費		1,058,421	4,437	1,062,858
	1 保健衛生費	634,468	2,635	637,103
	2 清　掃　費	423,953	1,802	425,755
6 農林水産業費		378,163	2,459	380,622
	1 農　業　費	292,902	1,912	294,814
	2 林　業　費	85,261	547	85,808
7 商　工　費		178,281	716	178,997
	1 商　工　費	140,015	716	140,731
8 土　木　費		828,658	5,458	834,116

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 土木管理費	37,669	681	38,350
	2 道路橋梁費	270,687	582	271,269
	4 都市計画費	445,555	3,979	449,534
	5 住　宅　費	57,612	216	57,828
9 消　防　費		482,988	1,025	484,013
	1 消　防　費	482,988	1,025	484,013
10 教　育　費		1,090,180	17,400	1,107,580
	1 教育総務費	359,538	3,197	362,735
	2 小学校費	199,891	3,832	203,723
	3 中学校費	79,425	1,549	80,974
	5 社会教育費	369,772	7,311	377,083
	6 保健体育費	57,760	1,511	59,271
11 災害復旧費		1,098,500	385	1,098,885
	2 公共土木施設災害復旧費	858,900	385	859,285
13 諸支出金		491,889	52,721	544,610
	1 基　金　費	491,889	52,721	544,610
14 予　備　費		30,005	△5	30,000

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	30,005	△5	30,000
補正されなかった款項にかかる分		1,435,448		1,435,448
歳出合計		12,053,579	164,325	12,217,904

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 8 号）

1.総 括 表

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
17 財産収入	39,965	12,666	52,631
18 寄　附　金	284,211	52,721	336,932
19 繰　入　金	602,278	98,800	701,078
21 諸　収　入	196,087	138	196,225
補正されなかった款項にかかる分	10,931,038		10,931,038
歳　入　合　計	12,053,579	164,325	12,217,904

（ 歳　出 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議　会　費	105,521	384	105,905				384
2 総　務　費	1,676,911	60,277	1,737,188			12,707	47,570
3 民　生　費	3,198,614	19,068	3,217,682			11	19,057
4 衛　生　費	1,058,421	4,437	1,062,858			5	4,432
6 農林水産業費	378,163	2,459	380,622				2,459
7 商　工　費	178,281	716	178,997				716
8 土　木　費	828,658	5,458	834,116			9	5,449

9 消　防　費	482,988	1,025	484,013				1,025
10 教　育　費	1,090,180	17,400	1,107,580			70	17,330
11 災害復旧費	1,098,500	385	1,098,885			2	383
13 諸支出金	491,889	52,721	544,610			52,721	
14 予　備　費	30,005	△5	30,000				△5
補正されなかった款項にかかる分	1,435,448		1,435,448				
歳　　出　　合　　計	12,053,579	164,325	12,217,904			65,525	98,800

１．歳　入

財産収入　　補正第　８号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
17		財産収入	39,965	12,666	52,631			
	1	財産売払収入	21,911	12,666	34,577			
		3 生産物売払収入	7,900	12,666	20,566			
						1 生産物売払収入	12,666	ふるさとかつらぎ寄附金特産品 ２０，３５４－７，６８８
18		寄附金	284,211	52,721	336,932			
	1	寄附金	284,211	52,721	336,932			
		2 ふるさとかつらぎ寄附金	270,600	52,721	323,321			
						1 ふるさとかつらぎ寄附金	52,721	３２３，３２１－２７０，６００
19		繰入金	602,278	98,800	701,078			
	2	基金繰入金	534,916	98,800	633,716			
		1 基金繰入金	534,916	98,800	633,716			
						1 財政調整基金繰入金	98,800	３５９，０００－２６０，２００
21		諸収入	196,087	138	196,225			

諸　収　入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
	5	雑　　入	183,643	138	183,781			
		1 雑　　入	183,643	138	183,781			
						1 雑　　入	138	会計年度任用職員雇用保険個人負担金
		歳入合計	12,053,579	164,325	12,217,904			

補正第　8号

2．歳　出

議　会　費　　補正第　8号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		議会費	105,521	384	105,905				384			
	1	議会費	105,521	384	105,905				384			
		1 議会費	105,521	384	105,905				384			
										2 給料	179	職員給
										3 職員手当等	205	超勤手当 8 期末勤勉手当 197
2		総務費	1,676,911	60,277	1,737,188			12,707	47,570			
	1	総務管理費	1,334,769	54,961	1,389,730			12,703	42,258			
		1 一般管理費	456,198	8,902	465,100			34	8,868			
										1 報酬	4,362	会計年度任用職員
										2 給料	2,073	職員給
										3 職員手当等	3,053	通勤手当 △10 超勤手当 279 期末勤勉手当 1,255 特別職期末手当 84 休日手当 3 地域手当 34 会計年度任用職員期末勤勉手当 1,408

総　務　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										4 共済費	△586	職員共済組合負担金 △800 会計年度任用職員共済組合負担金 88 会計年度任用職員法定福利費 126
		5 会計管理費	73,733	13	73,746				13			
										2 給料	△204	職員給
										3 職員手当等	517	管理職手当 △150 超勤手当 68 期末勤勉手当 599
										4 共済費	△300	職員共済組合負担金
		7 企画費	317,745	46,351	364,096			12,666	33,685			
										12 委託料	46,351	ふるさとかつらぎ寄附金特産品送付業務委託料 35,647 ふるさと納税支援業務委託料 10,704
		11 支所費	142,035	△535	141,500			3	△538			
										1 報酬	455	会計年度任用職員
										2 給料	△968	職員給
										3 職員手当等	261	扶養手当 △19 超勤手当 2 期末勤勉手当 129

補正第　8号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円 休日手当 1 会計年度任用職員期末勤勉手当 148
										4 共済費	△283	職員共済組合負担金 △300 会計年度任用職員共済組合負担金 9 会計年度任用職員法定福利費 8
		17 地籍調査事業費	20,873	230	21,103				230			
										2 給料	103	職員給
										3 職員手当等	127	超勤手当 2 期末勤勉手当 125
	2	徴税費	245,100	3,320	248,420				3,320			
		1 税務賦課徴収費	245,100	3,320	248,420				3,320			
										2 給料	2,136	職員給
										3 職員手当等	1,184	超勤手当 69 期末勤勉手当 1,115
	3	戸籍住民基本台帳費	60,564	1,711	62,275			4	1,707			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
		1 戸籍住民基本台帳費	60,564	1,711	62,275			4	1,707			
										1 報酬	511	会計年度任用職員
										2 給料	690	職員給
										3 職員手当等	482	超勤手当 9 期末勤勉手当 303 休日手当 1 会計年度任用職員期末勤勉手当 169
										4 共済費	28	会計年度任用職員共済組合負担金 11 会計年度任用職員法定福利費 17
	4	選挙費	25,759	163	25,922				163			
		1 選挙管理委員会費	9,285	116	9,401				116			
										2 給料	50	職員給
										3 職員手当等	66	超勤手当 4 期末勤勉手当 62
		2 総選挙費	16,474	47	16,521				47			
										1 報酬	47	会計年度任用職員
	5	統計調査費	10,324	122	10,446				122			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
		1 統計調査総務費	7,134	122	7,256				122			
										2 給料	59	職員給
										3 職員手当等	63	超勤手当 4 期末勤勉手当 58 休日手当 1
3		民生費	3,198,614	19,068	3,217,682			11	19,057			
	1	社会福祉費	2,165,851	15,716	2,181,567			3	15,713			
		1 社会福祉総務費	899,658	12,076	911,734				12,076			
										2 給料	1,932	職員給
										3 職員手当等	640	管理職手当 60 超勤手当 47 期末勤勉手当 532 休日手当 1
										4 共済費	307	職員共済組合負担金
										18 負担金、補助及び交付金	3,866	社会福祉協議会事務費補助金

民　生　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										27 繰出金	5,331	国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与費等） 1,350 国民健康保険事業特別会計繰出金（天診分） 122 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与費等） 2,563 介護保険事業特別会計繰出金（地域支援事業費　包括・任意） 1,007 介護保険事業特別会計繰出金（地域支援事業費　社会保障充実分） 289
		3 老人福祉費	129,040	2,554	131,594				2,554			
										12 委託料	650	高齢者生活福祉センター事業委託料
										18 負担金、補助及び交付金	1,904	通所介護事業補助金 798 訪問介護事業補助金 1,106
		8 後期高齢者医療事業費	386,633	286	386,919				286			
										27 繰出金	286	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（職員給与費等）
		12 総合支援費	559,937	667	560,604			3	664			
										1 報酬	476	会計年度任用職員

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										3 職員手当等	165	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	26	会計年度任用職員共済組合負担金 10 会計年度任用職員法定福利費 16
		15 国民年金事務費	6,891	133	7,024				133			
										2 給料	125	職員給
										3 職員手当等	8	超勤手当
	2	児童福祉費	1,021,833	3,351	1,025,184			8	3,343			
		1 児童福祉総務費	81,651	632	82,283				632			
										2 給料	542	職員給
										3 職員手当等	90	超勤手当 15 期末勤勉手当 74 休日手当 1
		9 児童福祉施設総務費	55,122	2,719	57,841			8	2,711			
										1 報酬	1,253	会計年度任用職員
										2 給料	918	職員給

民　生　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										3 職員手当等	501	超勤手当 75 期末勤勉手当 136 会計年度任用職員期末勤勉手当 290
										4 共　済　費	47	会計年度任用職員共済組合負担金 19 会計年度任用職員法定福利費 28
	3	災害救助費	10,930	1	10,931				1			
		1 災害救助費	10,930	1	10,931				1			
										1 報　　酬	1	会計年度任用職員
4		衛　生　費	1,058,421	4,437	1,062,858			5	4,432			
	1	保健衛生費	634,468	2,635	637,103				2,635			
		1 保健衛生総務費	121,048	2,575	123,623				2,575			
										2 給　　料	1,638	職員給
										3 職員手当等	937	超勤手当 33 期末勤勉手当 901 休日手当 3
		7 高齢者保健事業費	6,572	60	6,632				60			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										2 給料	49	職員給
										3 職員手当等	11	超勤手当 1 期末勤勉手当 10
	2	清掃費	423,953	1,802	425,755			5	1,797			
		1 清掃総務費	275,038	1,104	276,142			1	1,103			
										1 報酬	191	会計年度任用職員
										2 給料	367	職員給
										3 職員手当等	534	超勤手当 12 期末勤勉手当 448 会計年度任用職員期末勤勉手当 74
										4 共済費	12	会計年度任用職員共済組合負担金 5 会計年度任用職員法定福利費 7
		2 じん芥処理費	78,478	698	79,176			4	694			
										1 報酬	513	会計年度任用職員
										3 職員手当等	159	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	26	会計年度任用職員共済組合負担金 10 会計年度任用職員法定福利費 16

農林水産業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
6		農林水産業費	378,163	2,459	380,622				2,459			
	1	農業費	292,902	1,912	294,814				1,912			
		1 農業委員会費	21,271	158	21,429				158			
										2 給料	150	職員給
										3 職員手当等	8	超勤手当
		2 農業総務費	48,688	1,519	50,207				1,519			
										2 給料	1,053	職員給
										3 職員手当等	466	超勤手当 30 期末勤勉手当 436
		14 農地総務費	34,131	235	34,366				235			
										2 給料	101	職員給
										3 職員手当等	134	超勤手当 9 期末勤勉手当 124 休日手当 1
	2	林業費	85,261	547	85,808				547			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
		1 林業総務費	65,975	547	66,522				547			
										2 給料	346	職員給
										3 職員手当等	201	超勤手当 4 期末勤勉手当 197
7		商工費	178,281	716	178,997				716			
	1	商工費	140,015	716	140,731				716			
		1 商工総務費	136,041	716	136,757				716			
										2 給料	506	職員給
										3 職員手当等	210	超勤手当 18 期末勤勉手当 191 休日手当 1
8		土木費	828,658	5,458	834,116			9	5,449			
	1	土木管理費	37,669	681	38,350				681			
		1 土木総務費	37,669	681	38,350				681			
										2 給料	380	職員給
										3 職員手当等	301	超勤手当 2 期末勤勉手当 299

土　木　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
	2	道路橋梁費	270,687	582	271,269				582			
		1 道路橋梁総務費	19,587	300	19,887				300			
										2 給料	290	職員給
										3 職員手当等	10	超勤手当
		4 社会資本整備総合交付金事業費	40,845	282	41,127				282			
										2 給料	281	職員給
										3 職員手当等	1	超勤手当
	4	都市計画費	445,555	3,979	449,534			9	3,970			
		1 都市計画総務費	268,615	994	269,609				994			
										2 給料	101	職員給
										3 職員手当等	10	超勤手当 9 休日手当 1
										27 繰出金	883	下水道事業会計繰出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
		2 公園費	103,001	1,393	104,394				1,393			
										2 給料	93	職員給
										3 職員手当等	4	超勤手当
										12 委託料	1,296	妙寺駅前広場駐車場用地樹木伐採委託料
		4 かつらぎ西部公園管理費	38,339	1,592	39,931			9	1,583			
										1 報酬	1,182	会計年度任用職員
										3 職員手当等	361	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	49	会計年度任用職員共済組合負担金 21 会計年度任用職員法定福利費 28
	5	住宅費	57,612	216	57,828				216			
		1 住宅管理総務費	15,773	216	15,989				216			
										2 給料	100	職員給
										3 職員手当等	116	超勤手当 1 期末勤勉手当 115

消　防　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
9		消防費	482,988	1,025	484,013				1,025			
	1	消防費	482,988	1,025	484,013				1,025			
		2 非常備消防費	112,328	1,025	113,353				1,025			
										2 給料	534	職員給
										3 職員手当等	491	超勤手当 47 期末勤勉手当 443 休日手当 1
10		教育費	1,090,180	17,400	1,107,580			70	17,330			
	1	教育総務費	359,538	3,197	362,735			6	3,191			
		2 事務局費	132,667	2,243	134,910			1	2,242			
										1 報酬	208	会計年度任用職員
										2 給料	1,166	職員給
										3 職員手当等	805	超勤手当 83 期末勤勉手当 646 休日手当 2 会計年度任用職員期末勤勉手当 74
										4 共済費	13	会計年度任用職員共済組合負担金 5

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円 会計年度任用職員法定福利費 8
										18 負担金、補助及び交付金	51	退職手当負担金
		3 教育諸費	57,078	184	57,262			1	183			
										1 報酬	132	会計年度任用職員
										3 職員手当等	49	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	3	会計年度任用職員共済組合負担金
		4 学校給食費	168,872	770	169,642			4	766			
										1 報酬	563	会計年度任用職員
										3 職員手当等	179	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	28	会計年度任用職員共済組合負担金 11 会計年度任用職員法定福利費 17
	2	小学校費	199,891	3,832	203,723			20	3,812			
		1 小学校総務費	45,538	2,128	47,666			11	2,117			
										1 報酬	1,556	会計年度任用職員

教　育　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										3 職員手当等	503	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	69	会計年度任用職員共済組合負担金 28 会計年度任用職員法定福利費 41
		3 教育振興費	69,424	1,704	71,128			9	1,695			
										1 報酬	1,295	会計年度任用職員
										3 職員手当等	355	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	54	会計年度任用職員共済組合負担金 20 会計年度任用職員法定福利費 34
	3	中学校費	79,425	1,549	80,974			8	1,541			
		1 中学校総務費	16,117	697	16,814			4	693			
										1 報酬	516	会計年度任用職員
										3 職員手当等	166	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	15	会計年度任用職員共済組合負担金 6 会計年度任用職員法定福利費 9
		3 教育振興費	44,045	852	44,897			4	848			
										1 報酬	617	会計年度任用職員

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
										3 職員手当等	208	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	27	会計年度任用職員共済組合負担金 12 会計年度任用職員法定福利費 15
	5	社会教育費	369,772	7,311	377,083			36	7,275			
		1 社会教育総務費	26,772	1,025	27,797			4	1,021			
										1 報酬	573	会計年度任用職員
										2 給料	103	職員給
										3 職員手当等	319	超勤手当 5 期末勤勉手当 133 休日手当 1 会計年度任用職員期末勤勉手当 180
										4 共済費	30	会計年度任用職員共済組合負担金 12 会計年度任用職員法定福利費 18
		4 公民館総務費	36,458	215	36,673				215			
										2 給料	197	職員給
										3 職員手当等	18	超勤手当 17 休日手当 1

教　育　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
		6 公民館管理費	99,399	5,440	104,839			31	5,409			
										1 報酬	4,009	会計年度任用職員
										3 職員手当等	1,244	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	187	会計年度任用職員共済組合負担金 77 会計年度任用職員法定福利費 110
		11 図書館費	13,200	631	13,831			1	630			
										1 報酬	538	会計年度任用職員
										3 職員手当等	80	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	13	会計年度任用職員共済組合負担金 5 会計年度任用職員法定福利費 8
	6	保健体育費	57,760	1,511	59,271				1,511			
		3 体育施設管理費	54,301	1,511	55,812				1,511			
										2 給料	944	職員給
										3 職員手当等	567	超勤手当 56 期末勤勉手当 508 休日手当 3

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
11		災害復旧費	1,098,500	385	1,098,885			2	383			
	2	公共土木施設災害復旧費	858,900	385	859,285			2	383			
		3 過年発生公共土木施設補助災害復旧事業費	307,300	385	307,685			2	383			
										1 報酬	279	会計年度任用職員
										3 職員手当等	91	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	15	会計年度任用職員共済組合負担金 6 会計年度任用職員法定福利費 9
13		諸支出金	491,889	52,721	544,610			52,721				
	1	基金費	491,889	52,721	544,610			52,721				
		4 ふるさとかつらぎ基金費	270,828	52,721	323,549			52,721				
										24 積立金	52,721	ふるさとかつらぎ基金積立金
14		予備費	30,005	△5	30,000				△5			

予　備　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
	1	予備費	30,005	△5	30,000				△5			
		1 予備費	30,005	△5	30,000				△5			
		歳出合計	12,053,579	164,325	12,217,904			65,525	98,800			

補正第　8号

給　与　費　明　細　書

1 特　別　職　　(一般)

(単位：千円)

区分		職員数(人)	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 期末手当 年間支給率(月分)	給与費 地域手当	給与費 その他の手当	給与費 計	共済費	合計	備考
補正後	長等	3		22,070	5,977 (2.45)		158	28,205	5,297	33,502	
	議員	13	39,695		9,367 (2.60)			49,062	11,622	60,684	
	その他の特別職	46	7,326					7,326	59	7,385	
	計	62	47,021	22,070	15,344		158	84,593	16,978	101,571	
補正前	長等	3		22,070	5,893 (2.45)		158	28,121	5,297	33,418	
	議員	13	39,695		9,367 (2.60)			49,062	11,622	60,684	
	その他の特別職	46	7,326					7,326	59	7,385	
	計	62	47,021	22,070	15,260		158	84,509	16,978	101,487	
比較	長等				84			84		84	
	議員										
	その他の特別職										
	計				84			84		84	

給　与　費　明　細　書

２．一　般　職　　（一般）

（１）総　括

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	286	184,294	715,969	524,529	1,424,792	295,895	1,720,687		
補正前	288	165,017	699,935	508,713	1,373,665	296,115	1,669,780		
比較	△ 2	19,277	16,034	15,816	51,127	△ 220	50,907		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,692	357,895	21,712	7,536	538	85,362	684	10,950
	補正前	22,711	342,956	21,722	7,536	538	84,422	650	11,040
	比較	△ 19	14,939	△ 10			940	34	△ 90
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後	12,155	1,711	2,294	1,000				524,529
	補正前	12,155	1,711	2,272	1,000				508,713
	比較			22					15,816

（２）給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員を除く）

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	16,034	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	9,913	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	6,337
補正前	6,130

（一般）

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	185		715,969	456,338	1,172,307	253,564	1,425,871		
補正前	187		699,935	446,425	1,146,360	254,657	1,401,017		
比較	△ 2		16,034	9,913	25,947	△ 1,093	24,854		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,692	294,758	16,658	7,536	538	85,362	684	10,950
	補正前	22,711	285,722	16,668	7,536	538	84,422	650	11,040
	比較	△ 19	9,036	△ 10			940	34	△ 90
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後	12,155	1,711	2,294	1,000				456,338
	補正前	12,155	1,711	2,272	1,000				446,425
	比較			22					9,913

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	16,034	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	9,913	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	6,337
補正前	6,130

（一般）

イ　会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	101	184,294		68,191	252,485	42,331	294,816		
補正前	101	165,017		62,288	227,305	41,458	268,763		
比較		19,277		5,903	25,180	873	26,053		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		63,137	5,054					
	補正前		57,234	5,054					
	比較		5,903						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								68,191
	補正前								62,288
	比較								5,903

議案第　９　号

令和６年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

令和６年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，４７４千円を追加し、歳入歳出それぞれ２，６２４，７３３千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第４号）

第１表

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
５ 繰　入　金		212,883	1,472	214,355
	１ 他会計繰入金	187,883	1,472	189,355
７ 諸　収　入		11,731	2	11,733
	２ 雑　　入	10,123	2	10,125
補正されなかった款項にかかる分		2,398,645		2,398,645
歳　入　合　計		2,623,259	1,474	2,624,733

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１ 総　務　費		37,047	1,352	38,399
	１ 総務管理費	35,137	1,352	36,489
６ 諸支出金		42,331	122	42,453
	３ 繰　出　金	11,332	122	11,454
補正されなかった款項にかかる分		2,543,881		2,543,881
歳　出　合　計		2,623,259	1,474	2,624,733

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 4 号）

1.総 括 表

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5 繰　入　金	212,883	1,472	214,355
7 諸　収　入	11,731	2	11,733
補正されなかった款項にかかる分	2,398,645		2,398,645
歳　入　合　計	2,623,259	1,474	2,624,733

（ 歳　出 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総　務　費	37,047	1,352	38,399			2	1,350
6 諸支出金	42,331	122	42,453				122
補正されなかった款項にかかる分	2,543,881		2,543,881				
歳　出　合　計	2,623,259	1,474	2,624,733			2	1,472

１．歳　入

繰　入　金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
5		繰　入　金	212,883	1,472	214,355			
	1	他会計繰入金	187,883	1,472	189,355			
		1 一般会計繰入金	187,883	1,472	189,355			
						2 職員給与費等繰入金	1,350	３４，３１２－３２，９６２
						5 その他一般会計繰入金	122	天診分繰入金 ８，０５９－７，９３７
7		諸　収　入	11,731	2	11,733			
	2	雑　　入	10,123	2	10,125			
		5 雑　　入	7,120	2	7,122			
						2 雑　　入	2	会計年度任用職員雇用保険個人負担金
		歳入合計	2,623,259	1,474	2,624,733			

補正第　４号

2．歳　出

総　務　費　　補正第　4号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		総務費	37,047	1,352	38,399			2	1,350			
	1	総務管理費	35,137	1,352	36,489			2	1,350			
		1 一般管理費	29,998	942	30,940				942			
										2 給料	588	職員給
										3 職員手当等	346	超勤手当 34 期末勤勉手当 311 休日手当 1
										18 負担金、補助及び交付金	8	退職手当負担金
		3 医療費適正化特別対策費	3,540	410	3,950			2	408			
										1 報酬	298	会計年度任用職員
										3 職員手当等	95	会計年度任用職員期末勤勉手当
										4 共済費	17	会計年度任用職員共済組合負担金 7 会計年度任用職員法定福利費 10
6		諸支出金	42,331	122	42,453				122			

諸支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
	3	繰出金	11,332	122	11,454				122			
		1 直営診療施設勘定繰出金	8,694	122	8,816				122			
										27 繰出金	122	天野診療所事業特別会計繰出金
		歳出合計	2,623,259	1,474	2,624,733			2	1,472			

補正第 4号

給　与　費　明　細　書

２．一　般　職　　（国民健康保険事業）

（１）総　括

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	4	2,451	9,723	6,586	18,760	3,860	22,620		
補正前	4	2,153	9,135	6,145	17,433	3,843	21,276		
比較		298	588	441	1,327	17	1,344		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	240	4,830	366		27	822		
	補正前	240	4,424	366		27	788		
	比較		406				34		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後	300		1					6,586
	補正前	300							6,145
	比較			1					441

（２）給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員を除く）

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	588	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	346	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	5,137
補正前	4,825

（国民健康保険事業）

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	3		9,723	5,687	15,410	3,261	18,671		
補正前	3		9,135	5,341	14,476	3,261	17,737		
比較			588	346	934		934		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	240	3,931	366		27	822		
	補正前	240	3,620	366		27	788		
	比較		311				34		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後	300		1					5,687
	補正前	300							5,341
	比較			1					346

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	588	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	346	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	5,137
補正前	4,825

（国民健康保険事業）

イ　会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	1	2,451		899	3,350	599	3,949		
補正前	1	2,153		804	2,957	582	3,539		
比較		298		95	393	17	410		

職員手当の内訳									
	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		899						
	補正前		804						
	比較		95						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								899
	補正前								804
	比較								95

議案第　１０　号

令和６年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第３号）

令和６年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第３号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ１２２千円を追加し、歳入歳出それぞれ９，６８６千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第３号）

第１表

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
２ 繰　入　金		8,694	122	8,816
	１ 事業勘定繰入金	8,694	122	8,816
補正されなかった款項にかかる分		870		870
歳入合計		9,564	122	9,686

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１ 総　務　費		9,344	122	9,466
	１ 施設管理費	9,344	122	9,466
補正されなかった款項にかかる分		220		220
歳出合計		9,564	122	9,686

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 3 号）

1.総 括 表

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 繰　入　金	8,694	122	8,816
補正されなかった款項にかかる分	870		870
歳　入　合　計	9,564	122	9,686

（ 歳　出 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総　務　費	9,344	122	9,466				122
補正されなかった款項にかかる分	220		220				
歳　出　合　計	9,564	122	9,686				122

１．歳　入

繰　入　金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
2		繰　入　金	8,694	122	8,816			
	1	事業勘定繰入金	8,694	122	8,816			
		1 事業勘定繰入金	8,694	122	8,816			
						1 事業勘定繰入金	122	８，８１６－８，６９４
		歳入合計	9,564	122	9,686			

補正第　３号

2．歳　出

総　務　費　　補正第　3号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		総務費	9,344	122	9,466				122			
	1	施設管理費	9,344	122	9,466				122			
		1 一般管理費	9,344	122	9,466				122			
										1 報酬	16	会計年度任用職員
										2 給料	48	職員給
										3 職員手当等	58	超勤手当 3 期末勤勉手当 55
		歳出合計	9,564	122	9,686				122			

給　与　費　明　細　書

２．一　般　職　　（天野診療所事業）

（１）総　括

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	2	134	4,070	2,156	6,360	1,281	7,641		
補正前	2	118	4,022	2,098	6,238	1,281	7,519		
比較		16	48	58	122		122		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		1,636	155			365		
	補正前		1,581	155			362		
	比較		55				3		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								2,156
	補正前								2,098
	比較								58

（２）給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員を除く）

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	48	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	58	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	6,206
補正前	6,100

（天野診療所事業）

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	1		4,070	2,136	6,206	1,279	7,485		
補正前	1		4,022	2,078	6,100	1,279	7,379		
比較			48	58	106		106		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		1,636	135			365		
	補正前		1,581	135			362		
	比較		55				3		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								2,136
	補正前								2,078
	比較								58

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	48	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	58	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	6,206
補正前	6,100

（天野診療所事業）

イ　会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	1	134		20	154	2	156		
補正前	1	118		20	138	2	140		
比較		16			16		16		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後			20					
	補正前			20					
	比較								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								20
	補正前								20
	比較								

議案第　１１　号

令和６年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）

令和６年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第４号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ２８６千円を追加し、歳入歳出それぞれ６５８，２１３千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第４号）

第１表

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
３ 繰　入　金		382,618	286	382,904
	１ 一般会計繰入金	382,618	286	382,904
補正されなかった款項にかかる分		275,309		275,309
歳入合計		657,927	286	658,213

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１ 総　務　費		8,968	286	9,254
	１ 総務管理費	7,852	286	8,138
補正されなかった款項にかかる分		648,959		648,959
歳出合計		657,927	286	658,213

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 4 号）

1.総 括 表

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰　入　金	382,618	286	382,904
補正されなかった款項にかかる分	275,309		275,309
歳　入　合　計	657,927	286	658,213

（ 歳　出 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総　務　費	8,968	286	9,254				286
補正されなかった款項にかかる分	648,959		648,959				
歳　出　合　計	657,927	286	658,213				286

１．歳　入

繰　入　金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
3		繰　入　金	382,618	286	382,904			
	1	一般会計繰入金	382,618	286	382,904			
		1 一般会計繰入金	382,618	286	382,904			
						3 職員給与費等繰入金	286	９，８２５－９，５３９
		歳入合計	657,927	286	658,213			

補正第　４号

2．歳　出

総　務　費　　補正第　4号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		総務費	8,968	286	9,254				286			
	1	総務管理費	7,852	286	8,138				286			
		1 一般管理費	7,852	286	8,138				286			
										2 給料	264	職員給
										3 職員手当等	22	超勤手当 18 期末勤勉手当 4
		歳出合計	657,927	286	658,213				286			

給　与　費　明　細　書

２．一　般　職　　（後期高齢者医療事業）

（１）総　括

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	1		2,760	1,441	4,201	855	5,056		
補正前	1		2,496	1,419	3,915	855	4,770		
比較			264	22	286		286		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		1,063	135			243		
	補正前		1,059	135			225		
	比較		4				18		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								1,441
	補正前								1,419
	比較								22

（２）給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員を除く）

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	264	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	22	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	4,201
補正前	3,915

（後期高齢者医療事業）

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	1		2,760	1,441	4,201	855	5,056		
補正前	1		2,496	1,419	3,915	855	4,770		
比較			264	22	286		286		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		1,063	135			243		
	補正前		1,059	135			225		
	比較		4				18		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								1,441
	補正前								1,419
	比較								22

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	264	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	22	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	4,201
補正前	3,915

（後期高齢者医療事業）

イ　会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前									
比較									
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前								
	比較								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正前								
	比較								

議案第　１２　号

令和６年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

令和６年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ４，７３２千円を追加し、歳入歳出それぞれ２，８０７，２５３千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第４号）

第１表

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
３ 国庫支出金		663,847	575	664,422
	２ 国庫補助金	247,416	575	247,991
５ 県支出金		390,248	287	390,535
	２ 県補助金	18,261	287	18,548
７ 繰　入　金		524,772	3,859	528,631
	１ 一般会計繰入金	452,730	3,859	456,589
９ 諸　収　入		503	11	514
	２ 雑　　入	501	11	512
補正されなかった款項にかかる分		1,223,151		1,223,151
歳　入　合　計		2,802,521	4,732	2,807,253

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１ 総　務　費		73,927	2,574	76,501
	１ 総務管理費	59,137	2,574	61,711
３ 地域支援事業費		136,084	1,606	137,690
	３ 包括的支援事業・任意事業費	50,898	1,007	51,905

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 包括的支援事業費（社会保障充実分）	22,038	599	22,637
5 予備費		20,575	552	21,127
	1 予備費	20,575	552	21,127
補正されなかった款項にかかる分		2,571,935		2,571,935
歳出合計		2,802,521	4,732	2,807,253

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 4 号）

1.総 括 表

（ 歳　入 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	663,847	575	664,422
5 県支出金	390,248	287	390,535
7 繰　入　金	524,772	3,859	528,631
9 諸　収　入	503	11	514
補正されなかった款項にかかる分	1,223,151		1,223,151
歳　入　合　計	2,802,521	4,732	2,807,253

（ 歳　出 ）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総　務　費	73,927	2,574	76,501			11	2,563
3 地域支援事業費	136,084	1,606	137,690	862			744
5 予　備　費	20,575	552	21,127				552
補正されなかった款項にかかる分	2,571,935		2,571,935				
歳　出　合　計	2,802,521	4,732	2,807,253	862		11	3,859

１．歳　入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
3		国庫支出金	663,847	575	664,422			
	2	国庫補助金	247,416	575	247,991			
		4 地域支援事業交付金（社会保障充実分）	8,140	575	8,715			
						1 現年度分	575	８，７１５－８，１４０
5		県支出金	390,248	287	390,535			
	2	県補助金	18,261	287	18,548			
		3 地域支援事業交付金（社会保障充実分）	4,070	287	4,357			
						1 現年度分	287	４，３５７－４，０７０
7		繰　入　金	524,772	3,859	528,631			
	1	一般会計繰入金	452,730	3,859	456,589			
		3 地域支援事業繰入金（包括支援・任意事業）	18,432	1,007	19,439			
						1 現年度分	1,007	１９，４３９－１８，４３２

補正第　４号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
		4 地域支援事業繰入金（社会保障充実分）	4,070	289	4,359			
						1 現年度分	289	４，３５９－４，０７０
		6 その他一般会計繰入金	73,791	2,563	76,354			
						1 職員給与費等繰入金	2,563	７６，３５４－７３，７９１
9		諸　収　入	503	11	514			
	2	雑　　入	501	11	512			
		3 雑　　入	499	11	510			
						1 雑　　入	11	会計年度任用職員雇用保険個人負担金
		歳入合計	2,802,521	4,732	2,807,253			

2．歳　出

総　務　費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		総務費	73,927	2,574	76,501			11	2,563			
	1	総務管理費	59,137	2,574	61,711			11	2,563			
		1 一般管理費	58,742	2,574	61,316			11	2,563			
										1 報酬	1,430	会計年度任用職員
										2 給料	399	職員給
										3 職員手当等	674	超勤手当 31 期末勤勉手当 239 会計年度任用職員期末勤勉手当 404
										4 共済費	66	会計年度任用職員共済組合負担金 27 会計年度任用職員法定福利費 39
										18 負担金、補助及び交付金	5	退職手当負担金
3		地域支援事業費	136,084	1,606	137,690	862			744			
	3	包括的支援事業・任意事業費	50,898	1,007	51,905				1,007			

補正第　4号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
		1 地域包括支援センター運営費	40,190	1,007	41,197				1,007			
										12 委託料	1,007	地域包括支援センター運営委託料
	4	包括的支援事業費（社会保障充実分）	22,038	599	22,637	862			△263			
		2 生活支援体制整備事業費	17,899	599	18,498	862			△263			
										12 委託料	599	生活支援コーディネーター業務委託料
5		予備費	20,575	552	21,127				552			
	1	予備費	20,575	552	21,127				552			
		1 予備費	20,575	552	21,127				552			
		歳出合計	2,802,521	4,732	2,807,253	862		11	3,859			

給　与　費　明　細　書

２．一　般　職　　（介護保険事業）

（１）総　括

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	11	14,333	15,377	14,558	44,268	8,900	53,168		
補正前	9	12,903	14,978	13,884	41,765	8,834	50,599		
比較	2	1,430	399	674	2,503	66	2,569		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	626	11,377	672	294		1,249		
	補正前	626	10,734	672	294		1,218		
	比較		643				31		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後	340							14,558
	補正前	340							13,884
	比較								674

（２）給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員を除く）

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	399	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	270	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	6,114
補正前	5,947

（介護保険事業）

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	4		15,377	9,080	24,457	5,299	29,756		
補正前	4		14,978	8,810	23,788	5,299	29,087		
比較			399	270	669		669		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	626	6,323	248	294		1,249		
	補正前	626	6,084	248	294		1,218		
	比較		239				31		
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後	340							9,080
	補正前	340							8,810
	比較								270

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増　減　事　由　別　内　訳	備　　考
給料	399	給与改定等に伴う職員給料増	
職員手当	270	給与改定等に伴う職員手当増	

（３）給料及び職員手当の状況

職員１人当たり給与費の状況

区分	１人当たり給与費（千円）
補正後	6,114
補正前	5,947

（介護保険事業）

イ　会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　　考	
		報　酬	給　料	職員手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	7	14,333		5,478	19,811	3,601	23,412		
補正前	5	12,903		5,074	17,977	3,535	21,512		
比較	2	1,430		404	1,834	66	1,900		

職員手当の内訳									
	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		5,054	424					
	補正前		4,650	424					
	比較		404						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	補正後								5,478
	補正前								5,074
	比較								404

議案第　１３　号

令和６年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和６年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第４号）は、次のとおりとする。

第２条　令和６年度かつらぎ町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（１）　上水道の部

収 入　（単位：千円）

款　　項	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業収益	２８５，９５５	２	２８５，９５７
第２項　営業外収益	３９，２３５	２	３９，２３７

支 出　（単位：千円）

款　　項	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	２９９，７８６	１，１４２	３００，９２８
第１項　営業費用	２７６，４６１	１，１４２	２７７，６０３

（２）　簡易水道の部

支 出　（単位：千円）

款　　項	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	１２２，０７０	５６	１２２，１２６
第１項　営業費用	１１４，０９３	５６	１１４，１４９

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定等を予算措置いたしたい。

令和 6年度　かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

（単位：千円）

款	既決予定額			補正額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	
（収益的収入）							
1 水道事業収益	285,955	114,834	4,430	2	0	0	405,221
（資本的収入）							
1 資本的収入	175,273	79,094	852	0	0	0	255,219
収入合計	461,228	193,928	5,282	2	0	0	660,440
（収益的支出）							
1 水道事業費用	299,786	122,070	6,567	1,142	56	0	429,621
（資本的支出）							
1 資本的支出	305,637	96,725	1,553	0	0	0	403,915
支出合計	605,423	218,795	8,120	1,142	56	0	833,536
収支差引	△ 144,195	△ 24,867	△ 2,838	△ 1,140	△ 56	0	△ 173,096

令和６年度　かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書　（第４号）

（上　水　道　の　部）

１．総　括　（収入）

（単位：千円）

款	補正前の予定額	補正予定額	計
（収益的収入）			
１　水道事業収益	285,955	2	285,957
（資本的収入）			
１　資本的収入	175,273	0	175,273
収入合計	461,228	2	461,230

１．総　括　（支出）

（単位：千円）

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（収益的支出）							
１　水道事業費用	299,786	1,142	300,928				1,142
（資本的支出）							
１　資本的支出	305,637	0	305,637				
支出合計	605,423	1,142	606,565				1,142

２．収　入（収益的収入）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
			千円	千円	千円		千円	千円
1		水道事業収益	285,955	2	285,957			
	2	営業外収益	39,235	2	39,237			
		8 雑収益	273	2	275			
						2 その他の雑収益	2	会計年度任用職員雇用保険個人負担金
		収入合計	285,955	2	285,957			

３．支　出（収益的支出）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		水道事業費用	299,786	1,142	300,928				1,142			
	1	営業費用	276,461	1,142	277,603				1,142			
		4 総係費	63,214	1,142	64,356				1,142			
										1 給　料	687	職員給 395 会計年度任用職員給 292
										2 手　当	438	期末勤勉手当 308 超勤手当 35 会計年度任用職員期末勤勉手当 95
										6 法定福利費	17	会計年度任用職員法定福利費 10 会計年度任用職員共済組合負担金 7
		支出合計	299,786	1,142	300,928				1,142			

令和６年度　かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書　（第４号）

（簡　易　水　道　の　部）

１．総　括　（収入）

（単位：千円）

款	補正前の予定額	補正予定額	計
（収益的収入）			
１　水道事業収益	114,834	0	114,834
（資本的収入）			
１　資本的収入	79,094	0	79,094
収入合計	193,928	0	193,928

１．総　括　（支出）

（単位：千円）

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（収益的支出）							
１　水道事業費用	122,070	56	122,126				56
（資本的支出）							
１　資本的支出	96,725	0	96,725				
支出合計	218,795	56	218,851				56

３．支　出（収益的支出）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		水道事業費用	122,070	56	122,126				56			
	1	営業費用	114,093	56	114,149				56			
		4 総係費	12,106	56	12,162				56			
										1 給料	52	職員給
										2 手当	4	超勤手当 3 休日手当 1
		支出合計	122,070	56	122,126				56			

給　与　費　明　細　書

(1) 総　　括　　（水道事業）

（単位 ： 千円）

区分		職員数（人） 特別職	職員数（人） 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計
補正後	損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	27,526	17,467	45,208	9,829	55,037
	資本勘定支弁職員								
	合計	14	8 (0)	215	27,526	17,467	45,208	9,829	55,037
補正前	損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	26,787	17,025	44,027	9,812	53,839
	資本勘定支弁職員								
	合計	14	8 (0)	215	26,787	17,025	44,027	9,812	53,839
比較	損益勘定支弁職員				739	442	1,181	17	1,198
	資本勘定支弁職員								
	合計				739	442	1,181	17	1,198

手当の内訳

区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
補正後	558	11,610	282		4,064	14		
補正前	558	11,207	282		4,026	13		
比較		403			38	1		

区分	徴収手当	緊急連絡待機手当	管理職員特別勤務手当	児童手当				合計
補正後	12	707		220				17,467
補正前	12	707		220				17,025
比較								442

区分	一人当たり給与費　（千円）
補正後	5,624
補正前	5,477

※　（　）内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

給　与　費　明　細　書

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（水道事業）

（単位　：　千円）

区分		職員数（人） 特別職	職員数（人） 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計
補正後	損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	25,167	16,520	41,902	9,250	51,152
	資本勘定支弁職員								
	合計	14	6 (0)	215	25,167	16,520	41,902	9,250	51,152
補正前	損益勘定支弁職員	14	6 (0)	215	24,720	16,173	41,108	9,250	50,358
	資本勘定支弁職員								
	合計	14	6 (0)	215	24,720	16,173	41,108	9,250	50,358
比較	損益勘定支弁職員				447	347	794		794
	資本勘定支弁職員								
	合計				447	347	794		794

手当の内訳

区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
補正後	558	10,711	234		4,064	14		
補正前	558	10,403	234		4,026	13		
比較		308			38	1		

区分	徴収手当	緊急連絡待機手当	管理職員特別勤務手当	児童手当				合計
補正後	12	707		220				16,520
補正前	12	707		220				16,173
比較								347

区分	一人当たり給与費（千円）
補正後	6,948
補正前	6,816

給　与　費　明　細　書

イ　会計年度任用職員　　（水道事業）

（単位　：　千円）

区分		職員数（人） 特別職	職員数（人） 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計
補正後	損益勘定支弁職員		2 (0)		2,359	947	3,306	579	3,885
	資本勘定支弁職員								
	合計		2 (0)		2,359	947	3,306	579	3,885
補正前	損益勘定支弁職員		2 (0)		2,067	852	2,919	562	3,481
	資本勘定支弁職員								
	合計		2 (0)		2,067	852	2,919	562	3,481
比較	損益勘定支弁職員				292	95	387	17	404
	資本勘定支弁職員								
	合計				292	95	387	17	404

手当の内訳

区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
補正後		899	48					
補正前		804	48					
比較		95						

区分	徴収手当	緊急連絡待機手当	管理職員特別勤務手当	児童手当				合計
補正後								947
補正前								852
比較								95

区分	一人当たり給与費（千円）
補正後	1,653
補正前	1,460

議案第　１４　号

令和６年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和６年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次のとおりとする。

第２条　令和６年度かつらぎ町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入　（単位：千円）

款　　項	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業収益	４６０，２９４	８８４	４６１，１７８
第２項　営業外収益	３２１，４７４	８８４	３２２，３５８

支 出　（単位：千円）

款　　項	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業費用	４８６，０４６	８８４	４８６，９３０
第１項　営業費用	４２２，９６５	８８４	４２３，８４９

令和７年１月７日提出

かつらぎ町長　中　阪　雅　則

提案理由

人事院勧告に伴う給与改定等を予算措置いたしたい。

令和６年度　かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書　（第４号）

１．総　括　（収入）

（単位：千円）

款	補正前の予定額	補正予定額	計
（収益的収入）			
１　下水道事業収益	460,294	884	461,178
（資本的収入）			
１　資本的収入	175,372	0	175,372
収入合計	635,666	884	636,550

１．総　括　（支出）

（単位：千円）

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
（収益的支出）							
１　下水道事業費用	486,046	884	486,930			883	1
（資本的支出）							
１　資本的支出	301,288	0	301,288				
支出合計	787,334	884	788,218			883	1

２．収　入（収益的収入）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
			千円	千円	千円		千円	千円
1		下水道事業収益	460,294	884	461,178			
	2	営業外収益	321,474	884	322,358			
		2 他会計補助金	170,024	883	170,907			
						1 一般会計補助金	883	一般会計繰入金
		7 雑収益	233	1	234			
						6 その他雑収益	1	会計年度任用職員雇用保険個人負担金
		収入合計	460,294	884	461,178			

３．支　出（収益的支出）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1		下水道事業費用	486,046	884	486,930			883	1			
	1	営業費用	422,965	884	423,849			883	1			
		2 総係費	35,830	884	36,714			883	1			
										1 給　料	528	職員給 291 会計年度任用職員給 237
										2 手　当	339	超勤手当 21 期末勤勉手当 234 会計年度任用職員期末勤勉手当 84
										6 法定福利費	14	会計年度任用職員法定福利費 8 会計年度任用職員共済組合負担金 6
										9 退職手当負担金	3	退職手当負担金
		支出合計	486,046	884	486,930			883	1			

給　与　費　明　細　書

（下水道事業）

（１）総　　括

（単位：千円）

区分		職員数（人） 特別職	職員数（人） 一般職	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 手当	給与費 計	法定福利費	合計
補正後	損益勘定支弁職員		4 (0)		15,604	7,914	23,518	5,119	28,637
	資本勘定支弁職員								
	合計		4 (0)		15,604	7,914	23,518	5,119	28,637
補正前	損益勘定支弁職員		4 (0)		15,076	7,575	22,651	5,105	27,756
	資本勘定支弁職員								
	合計		4 (0)		15,076	7,575	22,651	5,105	27,756
比較	損益勘定支弁職員				528	339	867	14	881
	資本勘定支弁職員								
	合計				528	339	867	14	881

手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
	補正後	78	5,784	176	264	1,120		480	
	補正前	78	5,466	176	264	1,099		480	
	比較		318			21			
	区分	徴収手当	管理職員特別勤務手当	児童手当					合計
	補正後		12						7,914
	補正前		12						7,575
	比較								339

※　（　）内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

（下水道事業）

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円）

区分		職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		3 (0)		12,900	6,813	19,713	4,410	24,123
	資本勘定支弁職員								
	合計		3 (0)		12,900	6,813	19,713	4,410	24,123
補正前	損益勘定支弁職員		3 (0)		12,609	6,558	19,167	4,410	23,577
	資本勘定支弁職員								
	合計		3 (0)		12,609	6,558	19,167	4,410	23,577
比較	損益勘定支弁職員				291	255	546		546
	資本勘定支弁職員								
	合計				291	255	546		546

手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
	補正後	78	4,737	135	264	1,107		480	
	補正前	78	4,503	135	264	1,086		480	
	比較		234			21			
	区分	徴収手当	管理職員特別勤務手当	児童手当					合計
	補正後		12						6,813
	補正前		12						6,558
	比較								255

（下水道事業）

イ　会計年度任用職員

（単位：千円）

区分		職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,704	1,101	3,805	709	4,514
	資本勘定支弁職員								
	合計		1		2,704	1,101	3,805	709	4,514
補正前	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,467	1,017	3,484	695	4,179
	資本勘定支弁職員								
	合計		1		2,467	1,017	3,484	695	4,179
比較	損益勘定支弁職員				237	84	321	14	335
	資本勘定支弁職員								
	合計				237	84	321	14	335

手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
	補正後		1,047	41		13			
	補正前		963	41		13			
	比較		84						
	区分	徴収手当	管理職員特別勤務手当	児童手当					合計
	補正後								1,101
	補正前								1,017
	比較								84